

加工食品表示に係る食品取引関連法と相談機関

平成24年 8月
(公財)長野県中小企業振興センターまとめ

法律名	表示の趣旨	表示対象商品(抜粋)	表示事項(主なもの)	相談機関
1 食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止、国民の健康の保護	容器包装に入れられた食品、添加物	名称、食品添加物、消費期限又は賞味期限、製造所等の所在地及び製造者等の氏名、アレルギー物質を含む旨、遺伝子組換え食品である旨 ・禁止事項:虚偽又は誇大な表示	○保健福祉事務所(保健所) 食品・生活衛生課 ○(長野市内は) 長野市保健所 生活衛生課 食品衛生係
2 JAS法 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)	一般消費者の商品選択に資する	飲食料品	名称、原材料(食品添加物を含む)、原料原産地名、内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法、製造者等の名称・住所 対象食品は、遺伝子組換えに関する情報	○地方事務所 農政課
3 健康増進法	栄養の改善その他の健康の増進	特別用途食品 (病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調整粉乳、えん下困難者用食品)	商品名、消費期限又は賞味期限、保存の方法、製造所の所在地・名称、許可証票、許可を受けた表示の内容、栄養成分量、熱量、原材料名	○保健福祉事務所(保健所) 健康づくり支援課 予防衛生係 ○(長野市内は) 長野市保健所 健康課 健康づくり係
		特別用途食品(特定の保健の用途)	上記に加え、特定保健用食品である旨、内容量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項及びバランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言	
		販売に供する食品(特別用途食品を除く)	・禁止事項:誇大表示	
		販売に供する食品(特別用途食品、生鮮食品を除く)に栄養成分表示をしようとする場合	商品名及び商品の包装、パッケージ等に栄養成分の表記がある場合 熱量、たんぱく質の量、脂質の量、炭水化物の量、ナトリウムの量、表示しようとする栄養成分の量を表示	
4 計量法	適正な計量の実施の確保	密封された特定商品 (政令に定めるもの) 豆類、野菜、果実、食肉、牛乳、魚介類、海藻等の加工品の一部	質量又は体積、表記者の氏名又は名称及び住所 ・禁止事項:量の過大な誤差	○計量検定所 指導課 ○(長野市内は) 長野市 商工観光部 産業政策課 企業立地推進室 ○(松本市内は) 松本市 市民環境部 市民生活課 市民生活係 ○(上田市内は) 上田市 商工観光部 商工課 ○(岡谷市内は) 岡谷市 経済部 工業振興課
5 米トレーサビリティ法 (米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)	産地情報を一般消費者にまで伝達することで、消費者利益の保護	米穀、米粉や米こうじ等の中間材料、米飯類、もち、団子、米菓、清酒、単式蒸留しうちゅう、みりん	産地(米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料原産地) (JAS法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、JAS法に従った産地表示)	○地方事務所 農政課 ○(県庁 農業技術課 農産振興係) ○(農林水産省 関東農政局 地域センター)
6 特定商取引法 (特定商取引に関する法律)	(通信販売等による) 購入者等の利益の保護	通信販売する商品等(の広告)	対価、送料、支払時期・方法、商品の権利の移転時期、契約解除に関する事項 ・禁止事項:誇大広告等	○県庁 生活文化課 消費生活室
7 資源有効利用促進法 (資源の有効な利用に関する法律)	資源の有効な利用の確保、廃棄物の発生の抑制及び、環境の保全	指定表示製品 (アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)	指定表示製品の材質。識別マークのデザインの大きさ、見やすい箇所に表示すること等。	○経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課 ○経済産業省 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 ○農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室
8 薬事法	医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保等	包装容器に入れられた加工食品、その説明のための広告等	・禁止事項:医薬品的な効能効果の表示説明	○保健福祉事務所(保健所) 食品・生活衛生課 ○(長野市内は) 長野市保健所 生活衛生課 環境業務係
9 景品表示法 (不当景品類及び不当表示防止法)	自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止	商品	・禁止事項:虚偽、誇大表示等、消費者を誤認させる表示	○地方事務所 地域政策課 県民生活係 ○(県庁 生活文化課 消費生活室)
10 不正競争防止法	事業者間の公正な競争の確保・国際約束の的確な実施の確保	商品等表示を行うもの	・禁止事項:他人の商品・営業の表示(商品等表示)として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為 ・禁止事項:他人の商品・営業の表示(商品等表示)として著名なものを自己の商品・営業の表示として使用する行為	○経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室
		商品、役務、広告、取引に用いる書類等	・禁止事項:商品、役務やその広告等に、その原産地、品質、内容等について誤認させるような表示をする行為	
11 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資する	酒類(アルコール分一度以上の飲料(薄めて又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができるものを含む))	製造業者の氏名又は名称、所在地、容量、酒類の品目、アルコール分等	○(北信及び東信は) 長野税務署 酒類指導官部門 ○(中信及び南信は) 松本税務署 酒類指導官部門
参考 牛トレーサビリティ法 (牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法)	牛海綿状脳症のまん延防止	特定牛肉 (加工、調理したもの、輸入牛肉を除く) 特定牛肉:食用に供される牛の肉	牛の個体識別番号	○農林水産省 関東農政局 地域センター

注)「相談機関」は、県内食品製造・加工事業者等が直接相談する機関を表示。

